

育児休業中に学童クラブ入会申請をする方へ

学童クラブに入会を希望する日の時点で育児休業中の方は、原則として入会申請できません。ただし、下記枠内 ～ すべてに該当する場合、または の場合には、令和８年度学童クラブ入会申請が可能です。

学童クラブ入会希望児童の弟妹が、令和８年４月１日からの保育園入園を予定しており、慣れ保育を行う予定である。

慣れ保育を行うために、育児休業を最大で令和８年４月２９日まで取得する予定である（職場復帰日は令和８年４月３０日が限度となります）。

令和８年４月１日からの学童クラブ入会を希望し、令和８年３月３１日までに申請している。

母の産前産後休業中に父が育児休業を取得している。

令和８年度学童クラブ入会申請時に必要な提出書類

必要書類	注意事項
入会申請書	令和８年度練馬区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請用を使用してください。
就労証明書 １か月の標準的な勤務等表	令和８年度練馬区立学童クラブ・ねりっこ学童クラブ入会申請用を使用してください。 就労証明書の「８ 育児休業の取得」および「１０ 復職（予定）年月日」欄が記載されているものを提出してください。 ～ の場合は、必ず４月３０日までに復職予定であること。保育園の入園が決定次第復帰される場合も、４月３０日までに復職予定であることが就労証明書に記載されている必要があります。５月１日以降の復職の場合は申請できません。
保育できない状況の説明 提出をお忘れになる方が多くいらっしゃいます。書類不足の場合、入会申請を受け付けられません。	～ の場合は「学童クラブ入会希望児童の弟（または妹）が保育園入園後に『慣れ保育』を行う予定のため、４月○日に職場復帰する」、 の場合は、「学童クラブ入会希望児童の母が産前産後休業中のため」と記載してください。
その他書類	保護者の状況によって添付書類は異なります。学童クラブ案内 24 ページ「入会申請時に必要な書類について」をご確認ください。

< ～ の場合 >

保育園等の入所が決定した場合

保育園等の入所が決定した場合保育園入所決定（内定）通知書等がお手元に届き次第、速やかに入会申請をした学童クラブまたは子育て支援課に写しをご提出ください。令和８年３月２３日（月）を過ぎても、弟妹の保育園等の入所が確認できる書類の提出がない場合、「慣れ保育」の実施予定が確認できないため、学童クラブ入会決定後であっても学童クラブ入会を取り消す場合があります。ご注意ください。

保育園等の入所選考からもれたため、４月３０日までに復職できなくなった場合

学童クラブ入会基準を満たさなくなるため、入会できません。速やかに入会申請をした学童クラブまたは子育て支援課へ「入会辞退（退会）届」を提出してください。

学童クラブに入会決定した場合の入会承認期間

入会承認期間は１か月です。復職後、復職日の記載（４月３０日までの日付であること）がある就労証明書（学童クラブ用）と学童クラブ入会延長申請書兼変更届を速やかに学童クラブに提出してください。就労証明書の就労証明期間に応じて入会承認期間を延長します。

４月３０日以降も育児休業を取得したことが判明した場合

入会申請した状況と異なる事実が判明した場合は、４月３０日付で退会となります。